

③ 先端設備等導入計画

主体：中小企業者

項目：① 先端設備等の種類及び導入時期

・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要

例) 機械の種類、型番、設置場所等

※生産性向上に資する指標が旧モデル比で年1%以上向上することを確認する際には
工業会証明書を添付することにより確認

② 先端設備等導入の内容

・事業の内容及び実施時期

・労働生産性の向上に係る目標

③ 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、先端設備等導入計画
記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する
かについて確認し、確認書を発行。中小企業者等は、当該確認書を添えて市町村へ認定申請。

※市町村は、先端設備等導入計画が次に掲げる基準に合致するときは、その認定をするものとする。

○導入促進指針及び導入促進基本計画に適合すること。

○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。